

造林未済地解消事業のご案内

～人工林資源保続支援基金～

北海道の豊かな森林を未来に引き継ぐために、
人工林伐採跡地で植栽しませんか？

『造林未済地解消事業』とは？

近年、道内の人工林資源は利用期にあるため伐採が進む一方、森林整備費用の高騰などにより伐採後の造林が行われず、造林未済地が増加傾向にあり、人工林資源の保続が危ぶまれている状況となっています。

植栽する場合には、造林補助事業のほか、未来につなぐ森づくり推進事業（以下、未来森）の活用が有効ですが、補助要件などにより、森林所有者の要望どおりに未来森の補助を受けることが出来ない森林もあります。

このような場合でも、人工林資源保続支援基金の当事業を活用出来るかもしれません。

助成内容

以下に示す人工林伐採跡地での植栽について助成します。

■ 助成区分

助成区分は大きく次の2つのタイプ

・ 公共補助対象型A

市町村予算等の制約により未来森の対象外となる森林

・ 公共補助対象型B

未来森の補助要件を満たさない森林

■ 助成対象者

森林経営計画策定者(国有林、道有林及び市町村有林を除く)又は森林所有者から造林事業を受託した者

■ 助成額

道が定める標準経費の26%(未来森相当額)以内

■ 選考基準

- ・ 森林所有者が造林事業に対する意欲(森林経営計画の策定状況など)を持っている
- ・ 低コスト施業を実践することが植栽(変更)計画書に記入されている
- ・ 公共補助対象型Aについては、市町村が財政負担出来ない合理的な理由、事情が植栽(変更)計画書に記入されている

応募が多数となった場合には、事務局において、上記の基準を勘案して助成対象者を選考します。

令和2年度事業の申請について

■ 対象となる造林

令和2年度の春造林・秋造林

■ 申請方法

この事業の実施を希望される事業実施者は、応募申請書及び関係書類を以下の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参により提出してください。

■ 募集期間

令和2年2月3日(月)から令和2年4月3日(金)※17時(必着)まで

■ 提出先及び問い合わせ先

提出先：人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1-9

TEL：011-621-4293(代表)

FAX：011-644-3707

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

■ 提出書類

応募申請書、植栽計画書、森林経営計画書(写)、図面

■ 実施者の選考方法

事務局において、予算枠及び申請状況に応じ、別紙「令和2年度造林未済地解消事業の実施について」の第5の2により実施者を選定し、結果を申請者にお知らせします。

■ その他

詳細は、別紙「令和2年度造林未済地解消事業の実施について」又は<http://www.doshinren.or.jp/> をご覧ください。

人工林資源保続支援基金の仕組み

造林未済地解消事業は、人工林資源保続支援基金を活用しています。

【基金の目的】道内の人工林資源を活用する企業等が、その育成に貢献するために自主的に拠出する協力金を活用し、人工林資源の保続、森林資源の循環利用を図ること

造林未済地解消事業の実施者(助成対象者)

市町村の予算枠や補助要件などにより、森林所有者等の要望通りに補助を受けられない森林で、植栽を実施



植栽

申請 → 交付

※平成31年度は、当基金により、造林未済地解消事業のほか、クリーンラーチ探種園における下刈り作業等に対する助成も実施

人工林資源保続支援基金

管理・運営委員会：北海道造林協会、北海道木材産業協同組合連合会、北海道山林種苗協同組合、北海道市長会、北海道町村会、北海道などの関係団体等の実務責任者で構成

- ・基金の予算、決算及び事業計画の策定
- ・協力金の活用方法の検討 など



■事務局 北海道森林組合連合会
・協力金の活用方法の検討 など

実績報告

→ 協力金拠出
← 事業内容の意向

拠出者

拠出者：生産、流通、製品加工の過程で、素材を直接取り扱い一次加工製品を製造する企業等

拠出額の目安：企業等が取り扱う1年間の素材の数量に一定の単価を乗じた金額

- ・製材系 素材1m³あたり 10円
- ・チップ系 素材1m³あたり 5円

協力金拠出企業等(順不同) 平成30年度までの実績

■三津橋農産(株) ■(株)サトウ ■物林(株)
■林産物加工吉井木材(有) ■丸玉木材(株)
■住友林業フォレストサービス(株) ■(株)関木材
■北海道森林組合連合会